

ねんど こうがいせいかつ 2025年度 校外生活のきまり

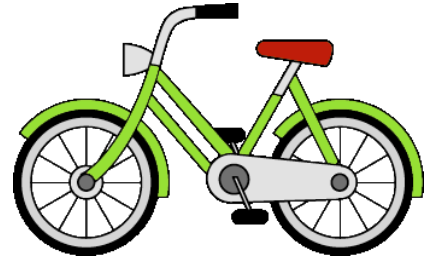
うべしりつひがしきわしょうがっこう
宇部市立東岐波小学校

こうがいせいかつ まも あんぜん けんこう せいかつ こころ
校外生活のきまりを守って、安全で健康な生活ができるよう心がけましょう。

1 こうつうじこ ぼうし 交通事故の防止

こうつう ただ まも じこ ひとりひとり き
交通のきまりを正しく守り、事故にあわないよう一人一人が気をつけましょう。

- ただ ほんこう と だ ぜったい じこ あう きけんせい いちばんたか と だ
正しく歩行し飛び出しは絶対にしない。(事故にあう危険性が一番高いのは飛び出しです。)
- おうだん ほんこう て
横断歩道は手をあげてわたりましょう。
- どうろ ちゅうしゃじょう あそ
道路や駐車場では遊んではいけません。(ローラースケート、
スケートボード、ボール遊び、キックボードなど)
- じてんしゃ ふたり の へいしん
自転車の二人乗りや並進をしてはいけません。
- おうだん ほんこう じてんしゃ お
横断歩道は自転車を押してわたりましょう。
- じてんしゃ あんぜんてんけん
自転車の安全点検をしましょう。(特にブレーキ)
- じてんしゃ の あんぜん き ただ のり かた
自転車に乗るときは、安全に気をつけて正しい乗り方をしましょう。
- じてんしゃ かなら
自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶりましょう。



かいせいどうろこうつうほう れいわ ねん じてんしゃ の かた ねんれい かんけい
改正道路交通法により令和5年4月1日から自転車に乗るすべての方(年齢は関係ない)の
ヘルメット着用が努力義務となります。

※ 児童にとって自転車は、身近で便利な乗り物ですが、反面、事故等の危険も伴います。お子様の
技量を見極め、能力に応じた安全指導を十分にされ、保護者の責任において自転車を利用させて
ください。小中学生が加害者となった場合、自動車同様の責任を問われることもあります。宇部
市PTA連合会及び宇部市教育委員会は、損害賠償保険への加入を推奨しています。詳細は別途
配布プリントを参照ください。

じてんしゃ の はんい 自転車に乗ってよい範囲のめやす

- 1・2年生 じぶん いえ まわ
自分の家の周り
- 3・4年生 じぶん ちく ない 4ねんせい じてんしゃ あんぜん の かたきょうしつこう こうくうない
自分の地区内(4年生は自転車の安全な乗り方教室以降は校区内)
- 5・6年生 こうくうない ※各学年とも保護者同伴の場合にはこの限りではありません。

※ こうつうじこ ばあい けいさつ れんらく ばあい きゅうきゅうしや
交通事故にあった場合には、まず警察(110)に連絡しましょう。けがのある場合には救急車
(119)を呼びましょう。そのあと速やかに、事故の大小にかかわらず、学校に届けてください。

ひがしきわしょうがっこう
東岐波小学校

58-2018



2 遊びによる事故の防止

- 安全に気をつけて、友達と楽しく遊びましょう。
- 線路ぎわやため池の近くなど危険な場所で遊んではいけません。
- 火遊びをしてはいけません。
- エアガンなどの危険なおもちゃでは遊んではいけません。
- 花火は保護者といっしょに安全な場所でしましょう。
- 川や海での遊びでは危険な場所に近づかないようにしましょう。

※ プールや海に行く前に「水泳の心得」を読んで、きまりを守りましょう。（「水泳の心得」は水泳が許可される時期に配られます。また、水泳許可区域以外では、絶対に泳がないようにしましょう。）

3 問題行動の防止

- 帰宅時刻を守りましょう。（帰宅時刻以後の外出は原則として保護者同伴です。）
 - ・ 帰宅時刻—— 3月～9月：午後6時 10月～2月：午後5時
- 用もないのにお店に行かないようにしましょう。用が済んだらすみやかにお店を出ましょう。
- 駐車場やイトインのスペースに長時間滞在しません。
- ゲームセンター・ゲームコーナー・カラオケ店・飲食店へは保護者同伴で行きましょう。（ゲームセンター・ゲームコーナーは、日没以後は保護者同伴でも行ってはいけません。山口県内統一。）
- 夜9時以降は、スマホ・ケータイ・ゲーム・パソコン・タブレットは使わない。
- お金の貸し借りはしません。

4 ゆうかい・ちかんなどの被害防止

- 見知らぬ人について行ってはいけません。
- 人通りの少ないところを一人で歩かないようにしましょう。
- なるべくふたり以上で登下校しましょう。
- さそわれても乗り物に乗らないようにしましょう。
- さそわれたら大声をあげましょう。
- 登下校は決められた通学路を通りましょう。
- 被害を受けたり受けそうになったりしたら、すぐ近くの大人か、①警察②学校に知らせましょう。
（子ども110番の店や家の場所など通学路危険箇所マップをもとに日ごろから確かめておく）
- 暴力やたかりの被害を受けた場合も、ただちに①警察②学校に届けましょう。
- 事件・事故防止のため、子どもだけで校区外へ行ってはいけません。保護者同伴で外出しましょう。（送り迎えだけしてもらうこともいけません。いっしょにいてもらうようにしましょう。）
- 見知らぬ人に、自分や友達の個人情報（名前、住所、電話番号、誕生日など）を教えません。



保護者の皆様へ

この「校外生活のきまり」は、宇部市児童生徒健全育成協議会の校外生活についての取り決めをもとに、本校の実状に合わせて作成したものです。

多くの問題をかかえる現在の社会状況をふまえ、一人一人の子どもたちが安全でより楽しい生活が送れるよう御協力をお願いいたします。

また、校区が海に面しているため、海水浴や魚釣り等の水辺での遊びに関しては保護者の見守りをお願いいたします。